

南相馬市における特定避難勧奨地点の解除について

平成26年12月24日
原子力災害現地対策本部

平成23年6月16日付け「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」（原子力災害対策本部）に基づき、下記の地区の住居については、平成23年7月21日、8月3日及び11月25日に「特定避難勧奨地点」に設定しました。

今般、モニタリングの結果等を踏まえ、平成24年3月30日原子力災害対策本部決定に基づき、原子力災害現地対策本部は、下記の「特定避難勧奨地点」を平成26年12月28日に解除することを、福島県及び南相馬市に通知いたしました。

記

南相馬市鹿島区 <small>じさばら</small> 檜原の一部	4地点（5世帯）
南相馬市原町区 <small>おおはら</small> 大原の一部	49地点（51世帯）
南相馬市原町区 <small>おおがい</small> 大谷の一部	16地点（17世帯）
南相馬市原町区 <small>たかのくら</small> 高倉の一部	33地点（35世帯）
南相馬市原町区 <small>おしがま</small> 押釜の一部	3地点（3世帯）
南相馬市原町区 <small>ばば</small> 馬場の一部	35地点（39世帯）
南相馬市原町区 <small>かたくら</small> 片倉の一部	2地点（2世帯）
合計	142地点（152世帯）

以上